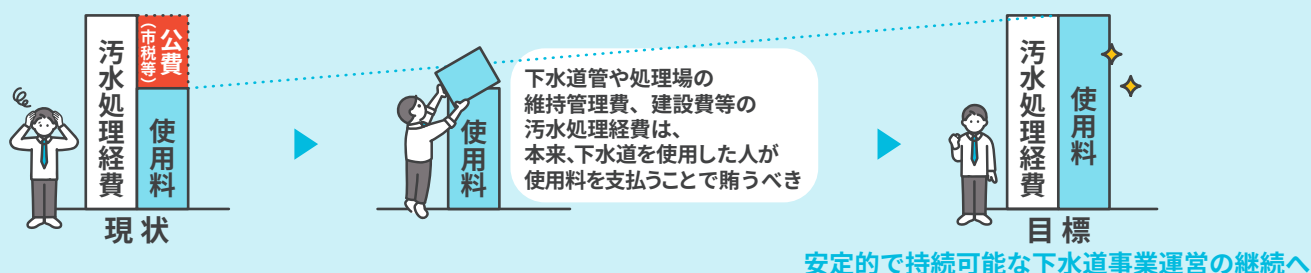


下水道使用料を改定します

令和5年4月1日以降の使用分から

下水道事業は、下水道を使用した人が支払う使用料で経費を賄う「受益者負担」が原則となっています。市川市では、20年近く現行の下水道使用料を維持してきましたが、この使用料の水準では毎年度収支に不足が生じており、不足分を市税等の公費で補てんしています。そこで、このような状況を改善し、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するために、下水道使用料を改定させていただくことになりました。使用者の皆さまには、ご理解ご協力の程よろしくお願いたします。



改定後の下水道使用料(1か月あたりの使用料の単価[税抜])

汚水排除量 (上水道の使用水量)	基本料金 (10m ³ 以下の定額部分)	使用料							
		超過料金 (10m ³ を超える分の1m ³ につき)							
		11~ 20 m ³	21~ 30 m ³	31~ 50 m ³	51~ 100 m ³	101~ 500 m ³	501~ 1,000 m ³	1,001~ 2,000 m ³	2,001~ m ³
~ 10 m ³	10 m ³ まで 925円 (改定前: 900円)								
11 ~ 20 m ³	10 m ³ まで 925円 (改定前: 900円)	147円/m ³ (143円/m ³)							
21 ~ 30 m ³	10 m ³ まで 925円 (改定前: 900円)		167円/m ³ (163円/m ³)						例: 22 m ³ 基本料金 925円 + 147円/m ³ × 10 m ³ + 167円/m ³ × 2 m ³ = 2,729円
31 ~ 50 m ³	10 m ³ まで 925円 (改定前: 900円)			198円/m ³ (188円/m ³)					例: 202 m ³ 基本料金 1,900円 + 147円/m ³ × 10 m ³ + 167円/m ³ × 10 m ³ + 198円/m ³ × 20 m ³ + 239円/m ³ × 50 m ³ + 289円/m ³ × 102 m ³ = 50,428円
51 ~ 100 m ³	10 m ³ まで 925円 (改定前: 900円)				239円/m ³ (227円/m ³)				
101 ~ 500 m ³	10 m ³ まで 1,900円 (改定前: 1,800円)					289円/m ³ (274円/m ³)			
501 ~ 1,000 m ³	10 m ³ まで 1,900円 (改定前: 1,800円)						335円/m ³ (318円/m ³)		
1,001 ~ 2,000 m ³	10 m ³ まで 1,900円 (改定前: 1,800円)							383円/m ³ (363円/m ³)	
2,001 ~ m ³	10 m ³ まで 1,900円 (改定前: 1,800円)								432円/m ³ (410円/m ³)

お問合せ

第一環境株式会社市川営業所(市川市下水道使用料徴収事務受託者)
市川市菅野6-13-10 シティハイムミズノ1F

047-321-1444 ※受付時間: 8:30~17:20 (土日祝日・12月29日~1月3日を除く)

さらに詳しく
知りたい方は

市公式WEBサイト



Q&A



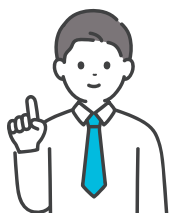
どの程度の値上げになりますか？

改定前後の**1**か月あたりの金額[税抜]
この金額に消費税相当額を加算し、**2**か月分をまとめて請求します。



汚水排除量 (上水道の使用水量)	令和5年3月31日まで (改定前)	令和5年4月1日から (改定後)	差額
10 m ³	900 円	925 円	+25 円
20 m ³	2,330 円	2,395 円	+65 円
30 m ³	3,960 円	4,065 円	+105 円
50 m ³	7,720 円	8,025 円	+305 円
100 m ³	19,070 円	19,975 円	+905 円
500 m ³	129,570 円	136,550 円	+6,980 円
1,000 m ³	288,570 円	304,050 円	+15,480 円
2,000 m ³	651,570 円	687,050 円	+35,480 円

計算方法は、表面参照。
詳しくは、料金早見表(PDF)をご覧ください。▶



使用期間が改定日をまたぐ場合はどうなりますか？

令和5年3月31日までは旧料金、令和5年4月1日からは新料金の日割計算になります。



下水道使用料はどのような費用に使われていますか？

下水道使用料は、主に汚水を処理するための費用、下水道整備にかかる企業債(借金)の返済等に使われています。



これからも不足分の一部を税金で補てんすることはできないのですか？

毎年度、下水道事業の収支不足額を公費(市税等)で補てんしていますが、この公費には下水道を使用していない市民が納めている市税等も含まれていることから、このような状況を改善し、受益者負担による健全な下水道経営を行う必要があります。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で生活が苦しいのですが救済制度はありますか？

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的な収入減少や事業の不振によって下水道使用料の納付が困難となった方への措置として、下水道使用料の納付が猶予される制度があります。詳しくは千葉県HP「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金のお支払いについて」のページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/ryoukin/oshiharai.html>)をご確認ください。新たに生活保護を受給することになった方は、担当ケースワーカーにご相談ください。



今後また使用料改定を行う予定はありますか？

経営状況や、中長期的な経営見通しに基づく適正な下水道使用料水準が確保できるように、概ね3年に1回の頻度で、改定の必要性を検討しています。